

女性エンジニアの魅力を伝えるPR動画制作・広報業務委託公募仕様書

1 委託業務名

女性エンジニアの魅力を伝えるPR動画制作・広報業務委託

2 事業目的

本県の成長産業や基幹産業である半導体、デジタル、自動車、ものづくり分野（以下、「テクノロジー分野」という。）への女性の進出を促進するため、進路選択期の女子中学生や高校生に女性エンジニアのキャリアやテクノロジー分野の魅力を知ってもらい、エンジニアを目指す若者や、将来、テクノロジー分野の県内企業の就職を希望する若者を一人でも多く生み出すことを目的とする。

3 委託業務内容

学校のキャリア教育等での活用やYouTube、SNS（Instagram、Xなど）での配信などに活用するための動画の制作及びプロモーションに係る全ての業務。

(1) PR動画の制作

ア 動画の視聴者（主なターゲット）

女子中高生、保護者、教育関係者

イ 動画内容

- ・対象となる分野は製造業を中心に、「半導体」、「デジタル（IT）」、「自動車」、「ものづくり」（※）の4分野であること。
※ものづくり：設計、機械装置、電子部品、化学材料、金属加工等を想定
- ・テクノロジー分野の県内企業の女性エンジニアにフォーカスをあて、女性エンジニアのキャリアやテクノロジー分野の魅力を伝え、進路選択期の学生のキャリアデザインの参考となる内容であること。
- ・女子学生に対するテクノロジー分野への興味関心を刺激し、視聴者がテクノロジー分野に進むことを奨励する内容であること。
- ・現役の女性エンジニアや業界の女性リーダーとのインタビューや働いている姿など、視覚的に理解しやすい要素を取り入れる工夫をすること。

ウ 動画仕様

- ・動画の長さは15秒、5分、10分の3種類の動画を制作すること
- ・15秒、5分は半導体、デジタル、自動車、ものづくりの4分野の動画を制作すること
- ・10分は4分野の5分動画をまとめた動画とすること
- ・動画ファイルの形式、画面縦横比等の企画は発信媒体に合わせたものを用意すること。
※5分：県ポータルサイト、YouTube、各種イベント、授業での活用を想定
※15秒：5分動画のダイジェスト版として制作。YouTube、SNS等の広告としての活用を想定

※10分：5分動画をまとめた動画として制作。県ポータルサイト、YouTube、各種イベント、授業での活用を想定

(2) PR動画の県 YouTube チャンネルでの配信

(3) PR動画のチラシの制作

- ・県内中学校、高等学校に配布するPR動画の視聴を促すチラシを制作し、各学校に送付すること。

(4) プロモーション

ア 広報媒体

- ・SNS (Instagram、X (旧 Twitter) など) や YouTube によるプロモーションを実施すること。

※10万クリックを目標とすること。(クリック先は5分動画を想定)

イ 実施時期

- ・プロモーションの実施時期は、動画の配信開始後1か月以上の期間とする。

(5) 制作した動画の再生数増加に向けた取組み

- ・(4) プロモーションのほかに、動画の再生回数増加に繋がる取組みを実施すること。
- ・受託者決定後に、企画提案の内容に基づき必要と思われる業務を協議して決定するものとする。

(6) 事後評価の提供および分析

- ・動画の再生回数実績から分析される効果・要因・改善案等の情報提供を行うこと。

4 実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 進捗報告及び成果物の提出

受託者は四半期に一度業務の進捗状況について県へ報告すること。その際、成果物についても併せて提出すること。なお、3(1) PR動画の制作、3(2) PR動画の県 YouTube チャンネルでの配信については、第1回報告までに全ての業務の履行を完了させること。

※第1回報告は令和6年7月中を予定

6 実績報告

委託業務完了の日から起算した10日を経過した日または令和7年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式または任意）を提出して検査を受けること。

事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果物（目録化すること）
※PR動画については、撮影に協力した企業等の素材映像も併せて納入すること。
- ・委託業務収支決算（計算）書
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7 業務実施にあたっての留意事項

- ・業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出する。
- ・業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当企業や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ企業関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- ・本業務により得られた成果物及びその著作権は肖像権の許諾の範囲内において全て県にあるものとする。（成果物については、契約終了後も使用することを想定）
- ・本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な手法がある場合は積極的に提案すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。